

○社会福祉法人哲西福社会役員等の報酬及び旅費等に関する規程

平成29年6月21日
規程第34号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人哲西福社会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の役員（理事、監事）、評議員及び法人と委任関係にある外部委員等をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、報酬は支給しないものとする。

2 報酬は、役員等が理事会、評議員会及び委員会へ出席したとき、又はその他法人業務に携わったときは、1日につき7,000円をその都度現金にて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が招集に応じたときは、出席に要する費用として利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき500円の費用弁償を支給する。

2 前項の交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、社会福祉法人哲西福社会職員旅費支給規程（以下「旅費支給規程」という。）に基づき支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等がその職務を行うため出張したときの旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 前項の旅費は、旅費支給規程の別表及び第4条 第4項、第5項の例により計算した額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

2 社会福祉法人哲西福社会役員等の費用弁償及び旅費等に関する規程（平成18年規程第19号）は、廃止する。